

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理</p> <p>Ⅲ－１－３ 人的構成</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>為替取引分析業者の役職員に関する以下の事項に照らし、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用のある人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理</p> <p>Ⅲ－１－３ 人的構成</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>為替取引分析業者の役職員に関する以下の事項に照らし、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用のある人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。</p> <p>(2) [略]</p>